

P T A 選挙規定

(適用)

第1条 本規定は、南が丘小学校 PTA 会則に定める役員等の選出に適用する。

なお、役員等の選出は、選挙管理委員会の認める公正かつ公平な方法により行われなければならない。

(会長の選出)

第2条 立候補による会長の選出については、次のとおりとする。

- 1 期日を定めて公示し、会員から立候補を受け付ける。
- 2 立候補者が複数人いる場合は、1世帯1票とする全会員による無記名投票を実施し、有効票数の最多票を得た者を選出するものとする。ただし、有効票が会員数の3分の2に満たない場合は、投票をやり直すものとする。
- 3 立候補者が1名の場合は、信任投票を実施し、過半数以上の信任を得て選出するものとする。

第3条 立候補以外による会長の選出については、次のとおりとする。

- 1 前条の期日までに立候補の申し出がない場合、会員からの推薦を募り、推された者の意思を確認の上、会長候補者とする。

なお、推薦の期日は選挙管理委員会が定めるものとし、その期日は次年度の役員選出の日を過ぎてはならない。(外部団体に会長名を報告する日までに信任投票を終えられる期日を定めること)

- 2 推薦による会長候補者が選出されない場合、会員から選出された次年度の本部役員候補者による互選を行い、会長候補者を選出するものとする。
- 3 会長候補者が複数人いる場合は、1世帯1票とする全会員による無記名投票を実施し、有効票数の最多票を得た者を選出するものとする。ただし、有効票が会員数の3分の2に満たない場合は、投票をやり直すものとする。
- 4 会長候補者が1名の場合は、信任投票を実施し、過半数の信任を得て選出するものとする。

(学校運営協議会委員兼務統括副会長、南が丘社会福祉協議会委員の選出)

第4条 学校運営協議会委員兼務統括副会長および南が丘社会福祉協議会委員は、本部役員会において、役員の職にある者から選出する。ただし、役員経験者及び委員の長（相当職を含む）または、委員の長（相当職を含む）の経験者から選出することを妨げない。

(本部役員候補者等の選出)

第5条 役員相当職の選出方法は、次のとおりとする。

- 1 定められた期日までに、選出する時点において5年生以下の各学年から、役員相当職の候補者及び補欠候補者について、それぞれ選出するものとする。ただし、選挙管理委員は、選出する時点において4年生以下の各学年から、それぞれ選出するものとする。
なお、選出人数については、選挙管理委員会がその都度示すものとし、会則第9条第1項に規定する役員等と兼ねることができない他の役職に該当する者は、予め被選出者から除外するものとする。
- 2 監査委員は、原則当該年度の役員の中から、会計を担当する会員に委嘱するものとする。

(地区委員の選出方法)

第6条 地区委員の選出については、次のとおりとする。

- 1 定められた期日までに、地区委員候補者及び補欠候補者を選出するものとする。
なお、選出する人数については、選挙管理委員会がその都度示すものとする。
- 2 選出は、地区委員長・副委員長及び選挙管理委員並びに選挙管理委員の指定した者の立会の下で行うものとする。

(学級委員の選出方法)

第7条 学級委員の選出については、次のとおりとする。

- 1 定められた期日までに、各学級から学級委員候補者1名、及び補欠候補者1名を選出するものとし、学年ごとに学年連絡係を選出するものとする。
- 2 学年連絡係を選出した学級は、補欠候補者が学級委員候補者に繰り上がるものとする。
- 3 選出は、委員長・部長、~~副委員長・副部長~~及び選挙管理委員並びに選挙管理委員の指定した者の立会の下で行うものとする。(↑令和7年1月16日以降、運営委員会によって削除)

(専門委員の選出方法)

第8条 専門委員については、第7条で選出された学級委員の中から以下のとおり選出する。

- 1 ふれあいまつり部専門委員は、学年連絡係から選出する。
- 2 交通安全生活指導部および文化体育研修部およびふれあいまつり部専門委員は、学級委員 書記・会計から選出する。
- 3 各部役職(書記や会計など)付き専門委員は、前各項に該当しない委員から選出する。

(↑R7. 7/14～運営委員会によって改正)

(役員等の辞退等)

第9条 辞退に関する取扱は、会則及び細則で定めるもののほか、次のとおりとする。

- ① 会員が、ひまわり学級に属する児童又は法令上これに相当する児童の保護者にある者は、選挙管理委員会の承認により選出を辞退することができる。
- ② 同一児童に関して、役員等の経験をした会員は、本校に在籍する期間において、すべての会員が役員等の経験を有する場合を除き、第5条から第8条に規定する選出を優先して辞退することができるものとする。ただし、第6条は「すべての会員」を「当該地区の会員」とする。
- ③ 細則第3条に定める役員等の選出辞退の申し出があった場合は、選挙管理委員会において審議し、選出選挙ごとに選出辞退の可否を判断するものとする。
なお、期間を定めて選出の辞退を承認することを妨げない。
- ④ 細則第5条の規定や転出、事故などにより、役員等の欠員が生じた場合、その欠員は補欠候補者より選出する。

(役員等の兼務禁止規定に該当した場合の取扱)

第10条 役員等の選出選挙後に、会則第9条第1項に規定する役員等と兼ねることができない他の役職に該当することとなった場合、又は、該当することが判明した場合の取扱は以下のとおりとする。

- ① 役員等の就任の可否については、役員会において調整し、選挙管理委員会が判断するものとする。
- ② 役員等の就任が不可と判断された場合には、補欠候補者より選出する。

(役員等の追加選出)

第 11 条 会則及び細則の規定により、補欠候補者が役員等に選出された場合において、更に役員等の選出が必要となった場合は、その都度、定められた期日までに、役員等の選出を行うものとする。
なお、その方法及び人数等については選挙管理委員会が定める。

(立候補の優先)

第 12 条

- 1 第 5 条から第 7 条及び第 11 条に規定する役員等の選出は、立候補者を最優先とし、選出された場合、その候補者の児童が在籍する学年から選出されたものとみなす。また、以後の選出会議においては、当該学年の定員から減じた人数を選出するものとする。
- 2 立候補した会員の児童が複数の場合、最も上位の学年から、選出されたものとみなす。ただし、すでに上位の学年で役員等の経験がある場合は、この限りでない。

(定められた期日等)

第 13 条 第 5 条から第 7 条及び第 11 条に規定する定められた期日の決定については、選挙管理委員会が行う。

(規定の改正)

第 14 条 本規定は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により、改正することができる。

付則 本規定は、平成 4 年 5 月 6 日から施行する。

(改正履歴省略)

- 平成 26 年 3 月 15 日 全部改正
- 平成 26 年 12 月 21 日 全部改正
- 平成 27 年 2 月 13 日 一部改正
- 平成 27 年 12 月 19 日 一部改正
- 平成 28 年 12 月 11 日 一部改正
- 平成 30 年 10 月 12 日 一部改正
- 平成 31 年 3 月 22 日 一部改正
- 令和 2 年 3 月 6 日 一部改正
- 令和 2 年 11 月 13 日 一部改正
- 令和 3 年 3 月 12 日 一部改正
- 令和 3 年 11 月 12 日 一部削除
- 令和 7 年 1 月 16 日 一部削除
- 令和 7 年 7 月 14 日 一部改正**
(第 8 条各項)

該当する規定について、過去に遡及して適用するものとする。